

IMO 第 24 回総会(A 24)の結果について

2005 年 11 月 21 日から 12 月 2 日までロンドンの IMO 本部で開催された第 24 回総会の結果概要は、以下のとおり。

1. 海上安全委員会(MSC)の報告 (議題 9 関連)

MSC 議長から過去 2 年間に開催された MSC の報告が紹介され、以下を決定した。

- (1) 第 51 回航行安全小委員会(NAV 51)が作成した「ガラパゴス諸島の航行」、「バルチック海の航行」、「Great Belt Traffic Area」の総会決議案について、一部修正のうえ、採択された。
- (2) MSC の中間作業部会が作成した SOLAS XII/6/5 規則(ばら積み貨物船の貨物区域の構造部の損傷に関する規定)の解釈に関する SLS 14/Circular 案については、解釈の内容に変更なく、決議 MSC. 70(79)で採択した SOLAS 改正の規則に対する解釈であることを明確にするようにタイトルを修正し、SOLAS XII/6/5 規則の解釈に関する SLF. 14/Circular の発行を承認した。

2. 法律委員会(LEG)の報告 (議題 10 関連)

- (1) SUA 条約に関し、改正議定書及びプラットフォーム議定書の改正議定書が策定され、2005 年 10 月の外交会議において採択された旨報告があり、承認された。
- (2) Wreck Removal に関する外交会議を 2007 年にナイロビ(ケニア)で開催することが承認された。
- (3) 改正アテネ条約のテロ免責条項に関し、当該件を保留しつつ加盟国の批准を推奨する総会決議案について、承認された。
- (4) 海難事故の際の船員の公平な取扱いに関するガイドラインについての総会決議案について、承認された。

3. 海洋環境保護委員会(MEPC)の報告 (議題 11 関連)

MEPC 議長から過去 2 年間に開催された MEPC の報告が紹介され、以下を決定した。

- (1) 「シップリサイクルに関する IMO 指針の改正に関する決議」、「シップリサイクルに関する新しい強制規則の開発に関する決議」を採択した。
- (2) Particularly Sensitive Sea Area (PSSA)の改正指針に関する決議を採択した。
- (3) 海洋汚染事故時の対応の便宜に関する決議を採択した。
- (4) 大気汚染防止を規定した MARPOL ANNEX VI は、発行して間もないが、この改正については MEPC で十分審議し、これを扱う BLG の作業範囲も明確にしてあるので問題はなく、また、大気汚染防止を向上させる必要があるという国が多数を占めたため、MEPC の本件作業を了承した。
- (5) MEPC 新課題として「タンカーの沖合いにおける積荷移動(瀬取り)」について、MEPC はその基準作成作業を開始することを決め、BLG へ作業を付託したことが報告された。

4. 技術協力委員会(TCC)の報告 (議題 12 関連)

多数の加盟国より、TCC の報告書、2006 2007 年の ITCP(総合的技術協力プログラム)等を支持する旨表明されるとともに、ITCP の主要な財源となる技術協力基金を確保する重要性が強調された。

また、ミレニアム開発目標(Millennium Development Goals)と ITCP とのリンクを強化するための WG の設置に関する提案について、多数の国より支持が表明され、今後、非公式 CG を設置して具体的な議論を進めていくこととなった。

その他の報告を含め、TCC の報告及び総会決議案が原案のとおり採択された。

5. 簡易化委員会(FAL 委員会)の報告(議題 13 関連)

FAL 条約に関し、事務局長より最近、日本が批准したこと等が言及されたほか、FAL 委員会を理事会の次期セッションには正式な委員会として成立させるべきとの発言がなされた。

- (1) コバルト 60 等 IMDG Class 7 放射性物質の輸送が船舶関係者及び沿岸国によって拒絶されることが頻繁に起こっていることに関連して、医療用又は公衆衛生に使用される IMDG コード Class 7 に分類される運搬の簡易化に関する決議が採択された。
- (2) 麻薬、向精神剤及び前駆化学物質(precursor chemicals)の船舶による密輸防止及び禁止に関するガイドライン(総会決議 A. 872(20))の改正決議が採択された。

6. 1966 年の満載喫水線に関する国際条約(LL 条約)改正の検討(議題 14 関連)

MSC 79 で採択された、検査実施日を付属書に含める 1966 年 LL 条約の改正決議が採択された。1966 年 LL 条約の未発効である改正について、unanimous acceptance procedure(1 年間に異議を唱える締約国がなければ成立し、その後 1 年後に発効)として発効を促進するため MSC で検討するようノートされた。

7. 海事訓練プログラム(議題 17 関連)

WMU(世界海事大学)、IMA(国際海事学園)及び IMLI(国際海事法研修所)の運営、プログラム等に関する報告がなされ、特段の異論なく承認された。多数の国よりそれらの海事分野における貢献等を歓迎する旨表明されたほか、事務局長をはじめ、マルタ、マレーシアより日本財団の協力に対する謝意が表明された。

8. 任意による IMO 加盟国監査スキーム

監査の枠組み等に関する総会決議案並びに作業部会及び理事会の結果について、多数の国より支持が表明された。監査の受け入れに関しても、多数の国が早期に受け入れることを目標として準備している旨の表明があった。

EC より、EU25 カ国に対し監査スキームを強制化するための登記を採択したとの報告があった。

最終的には、IMO 加盟国監査スキームの枠組み及び手順に関する決議が、若干の修正の上採択された。

9. 資源管理(議題 20 関連)

2006-2007 年次予算及び作業プログラムに関し、事務局長より、現財政期(2004-2005)の予算を 7.65% 上回る予算案(分担金総額では 10.5% 増)が提示され、同案は第 23 回臨時理事会において既に承認されているとの説明がなされた。我が国は、事務局長の支出削減努力を歓迎するが、予算の削減を余儀なくされている日本には依然として厳しい数字であり、予算の一層効率的な使用を求める旨表明した。最終的に、多数の国の支持により本部ビルの改修を含む当該予算案及び作業プログラム案は、原案のとおり承認された。

10. 渉外関係(議題 21 関連)

IMO と各地域 MOU との協力合意案について承認された。

また、International Towing Tank Conference (ITTC) 及び International Bunker Industry Association (IBIA) に対しオブザーバー・ステータスが与えられ、Greenpeace International については、船舶の安全と保安を阻害しないという条件付で、オブザーバー・ステータスが継続されることとなった。

11. 理事国選挙(議題 22 関連)

11 月 25 日、第 24 回 IMO 総会において、IMO 理事国選挙が行われ、選挙結果は以下のとおり。

- (1) カテゴリーA (国際海運業務の提供に最大の利害関係を有する国)の理事国枠に対して、現理事国 10 カ国 (全て A カテゴリー: 日本、中国、イギリス、イタリア、ギリシャ、ノルウェー、アメリカ、ロシア、韓国、パナマ)の立候補があり、これ以外の立候補国が無かったことから、無投票で、我が国を含む A カテゴリーの現理事国の再選が決定された。
- (2) カテゴリーB (国際海上貿易に最大の利害関係を有する国)の理事国枠 10 カ国に対して、現理事国 10 カ国 (全て B カテゴリー: アルゼンチン、カナダ、ドイツ、インド、オランダ、スウェーデン、フランス、ブラジル、スペイン、バングラディッシュ)の立候補があり、これ以外の立候補国が無かったことから、無投票で、B カテゴリーの現理事国の再選が決定された。
- (3) カテゴリーC (カテゴリーA 及び B に選出されなかった国で、海上輸送若しくは航海に特別の利害関係を有する国)の理事国枠 20 カ国に対して、30 カ国からの立候補があったところ、投票結果は次のとおり。
- シンガポール、エジプト、サイプラス、ポルトガル、マルタ、南アフリカ、バハマ、フィリピン、デンマーク、マレーシア (新選)、アルジェリア、チリ、ケニア (新選)。